

# 小倉ロータリークラブ

## 細則

2020 改正

# 小倉ロータリークラブ細則

## 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理 事： 本クラブの理事
3. 会 員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していかなければならない会員の最低人数。クラブ決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I： 国際ロータリー
6. 年 度： 7月1日に始まる12か月間

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。

### 第1節 目的

この運営規則は、理事会の運営方法について定める。

### 第2節 構成

理事会は、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計および細則第3条第1節に基づいて選出された理事7名に直前会長を加えた12名で構成する。

### 第3節 開催

- (a) 定例理事会は、毎月第1例会日に開催する。
- (b) 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事会メンバー2名の要求があるときに、開催することができる。
- (c) 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。
- (d) 理事会は、会長がこれを招集する。
- (e) 急を要し、かつ理事会の出席要件を満たせない場合には、会長の決定により、持ち回りにて理事会を開催し、決議することが出来る。
- (f) クラブ運営上、必要とされる事項で、理事会に諮る時間的余裕がないものについては、会長の決定により行い、理事会へは事後報告・事後決裁することが出来る。ただし、第6節に規定する審議事項で事後に理事会の承認が得られない場合は、先になされた当該行為は無効とする。

### 第4節 議長

- (a) 理事会の議長は、会長が務める。ただし、議事進行については、幹事に委ねることが出来る。
- (b) 会長不在の場合は、副会長が議長を務める。

### 第5節 議事の種類

- (a) 理事会の議事は、次のとおりとする。
  1. 審議事項
  2. 協議事項
  3. 報告事項
- (b) 前項第2号の協議事項とは、直ちに審議または報告の対象とはならないが、理事会であらかじめ協議、相談することが適當と認められる事項をいう。

(c) (a) 項第 3 号の報告事項は、資料配布による報告をもって代えることが出来る。

## 第 6 節 審議事項

理事会は、次に掲げる事項を審議事項とし、その決議は出席理事の過半数をもってこれを行う。

- ・クラブ（委員会を含む）活動計画
- ・予算
- ・決算
- ・入会
- ・委員会の設置
- ・特別委員会の設置
- ・小委員会の設置
- ・委員の任命
- ・例会の変更および取り消し
- ・名誉会員
- ・職業分類のは是正または修正
- ・出席規定の免除
- ・理事、役員および委員長・委員の選任および罷免
- ・会員身分の終結の決定
- ・会員身分の一時保留
- ・定款・細則・規則の改正
- ・予備費の使用
- ・寄付金および祝儀の支出
- ・米山奨学生の受け入れ
- ・職員（アルバイトを含む）の採用・懲戒等

## 第 7 節 協議事項

会長が協議すべきと認めた事項については、理事会において協議することが出来る。

（事例：クラブフォーラムの議題や IM 等への参加など。）

## 第 8 節 報告事項

理事会における報告事項は、次のとおりとする。

- ・クラブ奉仕委員会等（小委員会を含む）からの活動報告
- ・会員増強選考委員会における選考結果
- ・退会
- ・月次決算
- ・今月および来月の例会ならびに行事予定
- ・その他

## 第 9 節 議事録

理事会の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

## 第 10 節 改正 本運営規則の改正は、理事会の決議に基づき行う。

# 第 3 条 理事および役員の選挙

## 第 1 節 選挙の手続き

(a)役員を選挙すべき会合の1ヵ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、副幹事、会計、副会計、会計監査および7名の理事を指名する事を求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことが出来る。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。

(b)適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。

(c)投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、副幹事、会計、副会計および会計監査が、それぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。

(d)投票の過半数を得た7名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。

(e)前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

## 第2節 会場監督・副会場監督の選任

選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督および副会場監督を務める者を選任しなければならない。

## 第3節 理事または役員の欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、理事会メンバーによって後任者が任命される。

## 第4節 役員エレクト・理事エレクトの欠員の補填

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

## 第5節 各役職の任期

各役職の任期は1年とする。ただし、会計監査の任期は、担当年度の決算監査終了までとする。会長は、後任者が選挙されない場合は、現会長の任期は、最長1年間延長する。(標準ロータリークラブ定款第11条第5節(b))

# 第4条 役員の任務

## 第1節 会長

会長は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

## 第2節 直前会長

直前会長は、クラブの理事を務める。

### **第3節 会長エレクト**

会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

### **第4節 副会長**

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。副会長は会長エレクトが兼務できるものとする。

### **第5節 理事**

理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

### **第6節 幹事**

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI 購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付隨する任務を行ふことをもって幹事の任務とする。

### **第7節 会計**

(a) 会計は、クラブの経理責任者として、すべての資金を管理保管し、毎年2回及び理事会の要求

あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付隨する任務を遂行しなければならない。なお、収支計算書は、毎月理事会に報告しなければならない。

(b) 会計は、クラブの経理業務が細則第12条（財務）及び別に定める「経理処理要領」に従って適切に処理されていることを確かめなければならない。

(c) 会計は、その職を辞するにあたって、その保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、後任者または会長に引き継がなければならない。

### **第8節 会場監督**

会場監督の任務は、通常その職に付隨する任務、及びその他会長または理事会によって定められる任務を行ふことをもって、会場監督の任務とする。

### **第9節 会計監査**

会計監査の任務は、会計がその任務を適切に遂行しているかを監査し、その取引の妥当性が確保され、もってクラブの財産を正確に表示されているかを監査する。

## **第5条 会合**

### **第1節 年次総会**

本クラブの年次総会は毎年12月の第1週に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

### **第2節 例会**

本クラブの例会は、月に最低 2 回、金曜日 12 時 30 分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべき通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款第 10 条第 5 節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第 10 条第 1 節の別段の規定によるものでなければならない。

### **第 3 節 年次総会および例会の定足数**

会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

## **第 6 条 入会金および会費**

### **第1節 入会金**

入会金は 70,000 円とする。

### **第 2 節 会費**

会費は年額 212,000 円とし、半年ごとの各支払額のうち米貨 6 ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年 2 回 7 月 1 日および 1 月 1 日に納入すべきものとする。

## **第 7 条 採決の方法**

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭または挙手による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

## **第 8 条 五大奉仕部門**

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、青少年奉仕、国際奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

## **第 9 条 委員会**

### **第 1 節 常任委員会**

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

- ・ クラブ奉仕委員会
- ・ 職業奉仕委員会

- ・社会奉仕委員会
- ・青少年奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・指名委員会

- (b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、青少年奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、青少年奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。
- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (f) 会長はその必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することが出来る。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (g) 会長は周年行事、その他重要な行事を司るに当り、理事会の承認を得た上で特別委員会を設置することが出来る。  
この委員会は特別な行事を実施する為、委員長及び副委員長と数名の委員で構成し、行事終結まで存続することが出来る。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会および小委員会を設置し、各委員会には委員長および副委員長を任命するものとする。
- ・出席委員会
  - ・親睦活動委員会
  - ・プログラム委員会
  - ・ロータリー情報委員会
  - ・会員増強選考委員会（職業分類小委員会を含む）
  - ・クラブ会報委員会（雑誌・広報・クラブ記録の各小委員会を含む）

・健康管理委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、会員増強選考、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 会員増強選考委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) クラブ会報委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

### 第3節 職業奉仕委員会

職業奉仕委員会委員長は、会員の事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を啓発しなければならない。

### 第4節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる小委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての小委員会の副委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に、社会奉仕の特定分野について次の小委員会を設置し、その小委員会を担当する副委員長を任命するものとする。

・環境保全対策小委員会

### 第5節 青少年奉仕委員会

- (a) 青少年奉仕委員会委員長は、青少年奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ青少年奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる小委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員会委員長と青少年奉仕の特定分野を担当するすべての小委員会の副委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に、青少年奉仕の特定分野について次の小委員会を設置し、その小委員会を担当する副委員長を任命するものとする。

・インタークト小委員会

### 第6節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる小委員会の仕事を監督、調整する責務を持つものとする。
- (b) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定分野を担当するすべての小委員会の副委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に、国際奉仕の特定分野を担当する次の各小委員会に副委員長を任命するものとする。

- ・ロータリー財団委員会
- ・米山記念奨学委員会

## 第7節 指名委員会

指名委員会は、クラブの継続的発展のため会長の引継ぎをスムーズに行うため会長候補者を指名することを目的とする。

## 第8節 委員の任命

諸委員会の委員の任命は、次年度理事役員の選任後、次年度理事会の承認の下に3月31日までに書面をもって会員に発表するものとする。

## 第9節 特別委員会

特別委員会は重要な行事の成功を目指し、準備及び運営の責任を持ち、具体的な計画と実務を監督、調整する責務を持つものとする。

# 第10条 委員会の任務

## 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a)出席委員会 この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること----これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる----を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(b)親睦活動委員会 この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(c)プログラム委員会 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(d)ロータリー情報委員会 この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(e)会員増強選考委員会 この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。又、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(e-1)職業分類小委員会 この小委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもつている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協

議しなければならない。

(f) クラブ会報委員会 この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(f-1) 雑誌小委員会 この小委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用するなどを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(f-2) 広報小委員会 この小委員会は、(1)広く一般的世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

(f-3) クラブ記録小委員会 この小委員会は、クラブ資料の継続的収集・整備を図る事を目的とする。

(g) 健康管理委員会 この委員会は、会員の健康増進を図り、もって各自の活動を盛んならしめることを目的とする。

## 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる小委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

## 第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の小委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) 環境保全対策小委員会 この小委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

## 第4節 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その青少年に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任をもち、青少年奉仕の諸特定分野について設置される次の小委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) 青少年奉仕小委員会 この小委員会は、若い人たちを直接助けたり、あるいはまた、彼らの価値や潜在能力に対する社会の人々の評価を高めるよう工夫された企画をたてて、かつプログラムをつくるものとする。

(b) インターアクト小委員会 この小委員会は、インターラクトクラブを指導し、助言するものとする。

## 第5節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる小委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) ロータリー財団小委員会 この小委員会は、ロータリー財団への理解を広め、かつこれに対する支援を促進すること、および企画されたプログラムへの協力を奨励するものとする。

(b) 米山記念奨学小委員会 この小委員会は、米山記念奨学資金について関心を喚起して米山記念奨学会の活動を援助し、米山記念奨学生の生活一般について相談に乗り、その他企画されたプログラムへの協力を奨励するものとする。

## 第6節 指名委員会

構成員は、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、副幹事、会長経験者の中から選出した3名の7名とする。委員長は、会長とする。運営は、指名委員会規約をもとに行う。

## 第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリークラブ定款第10条第5節(b)項の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない。）

## 第12条 財務

### 第1節 会計年度

(a) 本クラブの会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(b) 会費徴収のために、会計年度を上半期（7月1日から12月31日まで）と下半期（1月1日から6月30日まで）に区分して行うものとする。

(c) RI 及び地区に対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び翌年の1月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われるものとする。なお、半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、RI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。

### 第2節 勘定及び帳簿

(a) 本クラブのすべての取引は、別に定める勘定科目一覧表により処理する。

(b) 会計伝票及び帳簿は、次の通りとする。

① 会計伝票

② 会計帳簿

(イ) 金銭出納帳（手書き）

(ロ) 総勘定元帳

(ハ) 補助簿

③ その他の帳簿

(イ) 試算表

(ロ) 月次・中間・期末決算書類

(c) 決算書類、帳簿、伝票及び証憑書類の保存期間は、次の通りとする。

① 決算書類及び収支予算書	永久保存
② 会計帳簿	10年
③ 会計伝票及び証憑書類	10年

保存期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計の承認を得て行うものとする。

### 第3節 会計伝票の作成と承認

(a) クラブで発生する会計取引は、経理担当者が会計伝票を作成し、経理責任者が承認する。

(b) 経理担当者は、原則として、会計伝票に基づいて日々電算入力を行うものとする。

(c) 経理責任者は、定期的に総勘定元帳と補助簿等を照合し、会計帳簿が正しく記帳されていることを確かめなければならない。

(d) 経理責任者は、適時に実績数値が予算の範囲内にあるかどうか確かめなければならない。

### 第4節 金銭出納

(a) 金銭とは、現金及び預金をいう。

(b) 金銭の出納及び保管に関しては、金銭出納担当者を置くものとする。

(c) 金銭出納担当者は、経理責任者が任命する。

(d) 金銭を収納した時は、原則として、日々、指定された金融機関に預け入れるものとし、直接、支出に充ててはならない。

(e) 領収書は金銭出納担当者が発行する。事前に発行する場合は、経理責任者の承認を得て行う。

(f) 金融機関との取引の開始及び廃止の際には、会長の承認を受けなければならない。

(g) 金銭出納担当者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(h) 請求書、領収書等の証憑は、小口現金払いに係るものと銀行振込に係るものと区分し、日付順に整理保存しなければならない。

(i) 金銭出納担当者は、現金残高を毎日金銭出納簿の残高と照合しなければならない。

(j) 預貯金については、月に1回預金の月末残高と帳簿残高を照合しなければならない。

(k) 前2項において差額のあるときは、速やかに経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

### 第5節 予算

(a) 本クラブの収支予算は、毎会計年度開始前に次年度の会長及び幹事が作成し、理事会の承認を得て、次年度の会長が定める。

(b) 収支予算の執行者は会長とする。

(c) 収支予算の執行に当たって、執行者である会長が特に認めたときは、中科目内において資金を流用することができる。

### 第6節 決算

(a) 決算は、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に行わなければならない。

(b) 決算では、次の計算書類を作成しなければならない。

- ① 収支計算書
- ② 正味財産増減計算書
- ③ 貸借対照表

#### ④ 財産目録

- (c) 計算書類は、理事会の開催の 5 日前までに、会計監査の監査を受けなければならない。
- (d) 決算は、計算書類に会計監査の監査意見を添付し、理事会の承認を受けることで確定する。
- (e) 計算書類は、理事会の承認を受けた後、速やかに会員に報告しなければならない。

### 第7節 会計監査

会計監査は、当年度の会計と共に次年度の会計監査と会計に会計および監査に関する業務の引継ぎを行わねばならない。

## 第13条 会員入会選挙の方法

### 第1節 推薦の方法

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

### 第2節 会員資格の確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

### 第3節 理事会での決定

理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

### 第4節 被推薦者に対する説明

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めるなければならない。

### 第5節 被推薦者の公表と入会条件

被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に對し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納める事により、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

### 第6節 入会後の手続き

このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定を RI に報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員

を1名指名するものとする。

## 第14条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第15条 例会議事の順序

- 開会宣言
- ゲスト・来訪ロータリアンの紹介
- 会長の時間
- 幹事報告
- 委員会報告（もしあれば）
- 審議未終了議事
- 新規議事
- スピーチその他のプログラム
- 閉会

## 第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に書面にて通知をされていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

### 小倉ロータリークラブ

事務局 〒802-0001  
北九州市小倉北区浅野2-14-2  
リーガロイヤルホテル小倉2F  
TEL 093-531-1727  
FAX 093-522-4333  
メール [kokura@2700rid.com](mailto:kokura@2700rid.com)

例会場 〒802-0001  
北九州市小倉北区浅野2-14-2

リーガロイヤルホテル小倉

TEL 093-531-1121